

## 論文

# You Tube 動画配信サイトサービスと著作権法

牧野 和夫

## 1 動画配信サイト You Tube のビジネスモデル

ユーチューブ（You Tube）は、同社が管理するサーバー上のスペースに動画ファイルを掲載・保存して不特定多数の利用者に公開するサービスである。ユーチューブ（You Tube）は、アメリカ西海岸の名門校スタンフォード大学の3人の大学院生によって2005年2月にサービスが開始されたが、当初は、個人がデジタルビデオカメラなどで趣味目的のため作成した動画ファイルをインターネットサイトを通じて利用者に見てもらうことを目的としており、その目的で利用されていた。登録会員は当初アメリカ人が主体であったが、日本語でも動画検索が可能なため2006年に入り日本人利用者が急増して、最近では、日本のテレビ番組やDVD映像が多数掲載されている。日本の映像コンテンツの権利者側もこの問題を深刻に捉えて法的措置を含めたアクションを起こし始めている。

ユーチューブ（You Tube）のビジネスモデルは、利用者には無償で動画の交換サービスを利用させて、利用者が閲覧するネット広告の収入で運営していくものである。ユーチューブ（You Tube）と同様の動画配信サイト運営者には、グルーパ（米カリフォルニア州）や、グーグルサイトの中に「グーグルビデオ」という動画共有サービスなどがある。元々、個人作成の動画による広告収入だけでは利用者数に限界がありビジネスモデルを維持するのは難しいといわれており、そこに著作権で保護されている動画が掲載される

ことを見込んでいるという見方も出来る。今後、日本でも同じようなサイトが多く立ち上がるものと思われる。ユーチューブ（You Tube）と同様の動画配信サイトを簡単にまとめたものが表1である。

【ユーチューブ（You Tube）と同様のビジネスモデル比較】

名称	概要	備考
ユーチューブ (You Tube)	動画の投稿サイト 2005年2月にサービス開始。 登録会員は当初アメリカ人が主体であったが、日本語でも動画検索が可能なため2006年に入り日本人利用者が急増。 不正動画掲載に対処するため、保存動画の時間を10分に制限。	
グループ (米カリリフォルニア州)	映像の投稿サイト。 2005年12月にサービス開始。 会員数は全世界で800万人。 利用者は、会員がデジカメなどで作成し家族や趣味などのテーマ別で投稿した個人映像作品を再生できる。 ソニーピクチャーズエンターテインメント（ソニーの映画部門）が同社を75億円で買収することを発表した。	2006年8月24日付け日本経済新聞
グーグルビデオ	動画共有サービス	
【参考】Yahoo! オークション	映像DVDが競売サイトで販売 中国で製造してオークションサイトへ掲載されているケースが多い。	

ユーチューブ（You Tube）は、その利用規約で著作権侵害行為を禁止している他に、不正動画掲載に対処するため、保存動画の時間を10分に制限したり、あるいは、権利者からの削除要請に対してはきちんと対応してくれるなどを実施しており、著作権侵害に対しては非常に神経を使っていることが伺われる。JASRAC（日本音楽著作権協会）では、ユーチューブ（You Tube）でJASRACが管理する楽曲が使用されているか調査を行い、

2006年6月～7月で約2,000件の削除要請をユーチューブ（You Tube）に対して行い、全て削除されている。ただし、削除されてもまた新たな動画が掲載されるのでイタチゴッコの状況になっている。（2006年8月17日付け日経産業新聞「番組ネット転送、T V局大わらわ、侵害横行いたちごっこ」）

## 2 著作権法の問題点

著作権法で保護されているデジタル著作物が権利者に無許諾で掲載された場合には、掲載した利用者は、直接の著作権侵害（すなわち、複製権、公衆送信権や送信可能化権の侵害）となる。技術的に保存動画の時間を10分に制限しても、権利者の許諾がない限り、掲載者の著作権侵害責任は同じである。非営利目的の掲載でも掲載者の著作権侵害責任は発生する。

問題となるのは、サイトを管理しているユーチューブ（You Tube）の法的責任であるが、法的には、著作権の間接侵害の責任が発生する可能性がある。そこで、ユーチューブ（You Tube）の利用規約では、ユーチューブ（You Tube）の法的責任を回避するために、以下のような事項が規定されている。

### 【ユーチューブ（You Tube）の利用規約】「5. ユーザーのコンテンツ掲載」より

概要（要約）	英文記載（抜粋）
B. 掲載者は、自己が権利を保有するか、許諾を得たコンテンツであることを表明・保証する。但し、掲載されたコンテンツについて、掲載されることにより、世界の非独占無償の（サブライセンス・譲渡可能な）使用許諾を YouTube 及び利用者へ付与することになる。	<p>5. User Submissions</p> <p>B. You shall be solely responsible for your own User Submissions and the consequences of posting or publishing them. In connection with User Submissions, you affirm, represent, and/or warrant that: (i) you own or have the necessary licenses, rights, consents, and permissions to use and authorize YouTube to use all patent, trademark, trade secret, copyright or other proprietary rights in and to any and</p>

all User Submissions to enable inclusion and use of the User Submissions in the manner contemplated by the Website and these Terms of Service; and (ii) you have the written consent, release, and/or permission of each and every identifiable individual person in the User Submission to use the name or likeness of each and every such identifiable individual person to enable inclusion and use of the User Submissions in the manner contemplated by the Website and these Terms of Service. For clarity, you retain all of your ownership rights in your User Submissions. However, by submitting the User Submissions to YouTube, you hereby grant YouTube a worldwide, non-exclusive, royalty-free, sublicenseable and transferable license to use, reproduce, distribute, prepare derivative works of, display, and perform the User Submissions in connection with the YouTube Website and YouTube's (and its successor's) business, including without limitation for promoting and redistributing part or all of the YouTube Website (and derivative works thereof) in any media formats and through any media channels. You also hereby grant each user of the YouTube Website a non-exclusive license to access your User Submissions through the Website, and to use, reproduce, distribute, prepare derivative works of, display and perform such User Submissions as permitted through the functionality of the Website and under these Terms of Service. The foregoing license granted by you terminates once you remove or delete a User Submission from the YouTube Website.

C. 掲載者は以下の掲載が禁止される。(i) 権利者の許諾を得

C. In connection with User Submissions, you further agree that you will not: (i) submit

ない著作物、(ii) 虚偽・不当表示、(iii) 不法、わいせつ、名誉既存的なコンテンツ、(iv) ビジネスの宣伝や勧誘、(v) 他人になりますこと。……(中略) ……YouTubeは著作権・知的財産権の侵害行為を許さない。適切な通知をされれば削除する用意がある。……(中略)

material that is copyrighted, protected by trade secret or otherwise subject to third party proprietary rights, including privacy and publicity rights, unless you are the owner of such rights or have permission from their rightful owner to post the material and to grant YouTube all of the license rights granted herein; (ii) publish falsehoods or misrepresentations that could damage YouTube or any third party; (iii) submit material that is unlawful, obscene, defamatory, libelous, threatening, pornographic, harassing, hateful, racially or ethnically offensive, or encourages conduct that would be considered a criminal offense, give rise to civil liability, violate any law, or is otherwise inappropriate; (iv) post advertisements or solicitations of business: (v) impersonate another person. … (中略) YouTube does not permit copyright infringing activities and infringement of intellectual property rights on its Website, and YouTube will remove all Content and User Submissions if properly notified that such Content or User Submission infringes on another's intellectual property rights. YouTube reserves the right to remove Content and User Submissions without prior notice. (中略)

D. もし著作権を侵害する掲載があり通知を受けた場合には、DMCA（アメリカの改正著作権法）の手続きに従って、速やかに削除する用意がある。……(以下略)

D. In particular, if you are a copyright owner or an agent thereof and believe that any User Submission or other content infringes upon your copyrights, you may submit a notification pursuant to the Digital Millennium Copyright Act ("DMCA") by providing our Copyright Agent with the following information in writing (see 17 U.S.C 512 (c) (3) for further detail) : … (以下略)

ユーチューブ（You Tube）は、その利用規約で著作権侵害行為を禁止している。しかも、もし著作権を侵害する掲載があり通知を受けた場合には、DMCA（アメリカの改正著作権法）の手続きに従って、速やかに削除する用意があることも規定されている。違法掲載を削除すれば、著作権侵害の責任から免責される。

日本でも、一般に、動画配信サイト運営者は、プロバーダー責任制限法により、権利者から違法掲載の通知を受けるか、違法掲載であることが明らかな場合には、違法掲載を削除すれば、著作権侵害の責任から免責されている。直接侵害者でない動画配信サイト運営者に対しては著作権侵害による損害賠償責任を制限しているからである。ただし、日本MMO社（ファイルローグ）事件判決（東京高裁平成17年3月31日判決）で示されたように、違法なコンテンツの交換がほとんどである場合には、プロバーダー責任制限法の規定にかかわらず、著作権侵害の責任が課される可能性が高い。また、小学館v2ちゃんねる事件の控訴審判決（東京高裁平成17年3月3日判決）では、適切な通知を受けていなくても管理可能性があれば削除義務を認めている。

他方では、利用者は、直接侵害者であるので、複製権、送信可能化権や公衆送信権の侵害となる。現実に、権利者から映像を無断掲載した利用者を特定して利用者に対して法的措置（警告書の送付や民事訴訟の提起）が取られているケースも多い。

現在利用できる動画配信サイト運営者は、日本の国外でサーバーを管理しており、現実の著作権で保護されている動画ファイルも海外のサーバーで違法複製が行われている。そこで、動画保存されるサーバーが日本国内にないことで著作権侵害を回避することができるのかという疑問が生じる。この点については、日本MMO社のファイルローグ事件（東京高裁平成17年3月31日判決）（カナダのサーバーで管理していた事例）でも、ファイル交換サービスが日本の利用者へ提供されている以上は、送信可能化権や公衆送信権の

侵害になる可能性があることが判断されている。

### 3 課金システムをどうするか

今後、映像コンテンツの権利者側はどのようにして使用料を徴収していくのが望ましいであろうか。幾つかの方法が考えられるだろう。第一に、著作権法で保護されている動画の掲載について有料配信とする（掲載者が映像コンテンツの権利者へ運営サイトを通じて料金を支払う）課金システムである。

第二に、利用者に対してはコンテンツを無償で利用させて、利用者がネット広告を閲覧することにより広告収入を得て、その中から映像コンテンツの権利者へ利用料を配分するといったビジネスモデルである。グーグルやヤフー！など大手ポータルサイトの大きな動きとしては、このビジネスモデルが主流になる動きがある。いわゆる、日本の民間テレビ局が視聴者からは利用料を徴収せず無償で利用させて、ＴＶコマーシャルの収入で運営しているのと同じビジネスモデルになる。このビジネスモデルでは、映像コンテンツの権利者側には利用価格や利用条件で余り細かい注文を出すことが難しく、現実的には、動画投稿サイトの運営者が提示してきた条件を受けるか受けないかといった選択肢しかない。つまり、動画コンテンツのライセンスの方法や条件について、動画投稿サイトの運営者がイニシアティブを取ることになる。

第三に、iPod の課金問題でも大きな議論があったが、プレイヤーやＰＣなどのハードウェアへ課金をして行くシステムである。欧州では、音楽ファイルの無料交換サービスが普及した際に、ＥＵの一部の国（たとえばベルギーや英国）の立法でパソコンに課金するとされた例もある。（牧野和夫著「インターネットの法律相談（全訂版）」（学陽書房））

### 4 SNS時代の著作権のあり方

ワンセグ放送もスタートしており、2011年から地上デジタル放送へ切り替

わることもあり、映像コンテンツの権利者側は著作権の管理に神経質になっている。ネット上で容易に映像の交換が行われてしまうと、地方局の広告収入に影響が出てくるし、海外で無断利用されるとオリンピックなどの国際競技で今までの国毎の放映権の契約が意味のないものになってしまうからだ。

そうした中で、NHK及び民放5社は「まねきTV」サービスが著作権侵害に基づき差止めの仮処分を求めた事件で東京地裁は申し立てを却下する決定を下した。(2006年8月21日読売新聞朝刊「著作権保護悩みの種、テレビ映画横行／「削除キリがない」)「まねきTV」サービスは、利用者が各自で購入し自宅に置くベースステーション（サーバーの書き込みスペース）を利用者から預かって一括管理して、保管料及び通信回線料金を徴収するビジネスモデルであるが、このサービスを利用することにより、沖縄に住みながら東京のテレビ番組を視聴することができ、海外に住んでいても日本の番組を視聴することができる。著作権で保護されているコンテンツのインターネット配信を行うためには、現行法では、放送する場合と異なり、事前に著作権隣接権者（俳優など実演家を含む）の許諾が必要とされており、インターネット配信のための権利処理は複雑となっている。東京地裁は、権利者からの仮処分申立てに対する決定で、「まねきTV」サービスについては、原則として複製権、送信可能化権や公衆送信権の侵害となるが、利用者の行為を著作権法30条の私的目的の複製として捉えて、つぎに、管理代行サービスである「まねきTV」サービスについても、不特定多数へのサービス提供行為であっても、装置の所有権が利用者にあり、所有物を預ける行為は合法であるので、全体的に「まねきTV」サービスも合法と結論付けている。

東京地裁の決定は、抗告されて最終的に最高裁で確定している。しかしながら、あくまで仮処分の申し立てに対する決定であるので、本訴の民事訴訟では結論がどうなるか（同じかどうか）不透明であるが、最近では、GoogleやYahoo!による無料コンテンツ配信も増えてきているし、さらには、

アップル社の iPod を利用しての動画配信など権利者にとって不気味が動きが出てきている。今後、本格的な S N S （Social Network Service）時代を迎えて、インターネット社会における著作権保護のあり方について議論を重ねてコンセンサスを得て、早急に、適正な課金の仕組みを含めたインフラの整備を整えて置く必要があるだろう。

#### 【参考文献】

- 牧野和夫著「2ちゃんねるで学ぶ著作権」（アスキー出版）  
牧野和夫著「インターネットの法律相談（全訂版）」（学陽書房）  
2006年8月17日付け日経産業新聞「番組ネット転送、T V局大わらわ、侵害横行いたちごっこ」  
2006年8月24日付け日経新聞朝刊「米の映像投稿サイト買収、ソニー映画部門、75億円で」  
2006年8月21日読売新聞朝刊「著作権保護悩みの種、テレビ映画横行／「削除キリがない」」  
2006年8月24日付け日経産業新聞「デジタル時評、動画共有で権利者が削除要請、著作権侵害、抜本対策探る」（IT・音楽ジャーナリスト 津田大介）  
2006年8月19日付け日経新聞朝刊「テレビ・ラジオ放送番組、海賊版ネット配信規制、W I P O新条約採択へ」